

日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得

(目的)

第1条 日本下水道事業団(以下「事業団という。」)が発注する物品の購入契約、製造契約、売払契約その他の契約(工事の請負、建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係る契約を除く。)に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(入札の手続等)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧し、また別添1の暴力団排除に関する誓約書兼同意事項を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書(別記様式第1)に記載するものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

3 入札書は、封かんの上入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入又は提出しなければならない。なお、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 入札書は、持参または書留郵便をもって提出することができる。(託送、普通郵便は認めない。)

また、入札書は、当初入札分、再入札分をまとめて提出可能とする。この場合には、書留郵便、持参を問わず、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒は入札書各々に作成し、かつ封筒に当初入札分、再度の入札分、件名及び入札日時を記載することとする。発注者あての親書で提出しなければならない。

5 前項の入札書は、通知書記載の期日までに到着しないものは無効とする。

6 入札開始時刻までに出席しなかった入札参加者は、入札に参加できない。

7 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

9 入札参加者は、入札書を提出した後は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

10 提出された入札書は返却しない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の取り扱い)

第5条 提出された入札書は、開封前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札に参加することができない者がした入札
- 二 委任状を入札前までに提出していない代理人の入札
- 三 記名を欠く入札
- 四 入札金額を記載していない入札
- 五 入札金額を訂正した入札
- 六 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 七 2通以上の入札書をもってした入札
- 八 明らかに連合によると認められる入札
- 九 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 十 その他の入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、入札終了後、直ちに、入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行ふ。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える製造その他の請負契約において、その入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなることがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者に代えて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 前項ただし書きに該当する入札を行つた者は、事業団の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行ふ。

2 再度の入札回数は、原則として1回とする。2 再度の入札回数は、原則として1回とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引か

せて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者に、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを事業団に提出しなければならない。ただし、事業団の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異義の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異義を申し立てることができない。

別記様式第 1

入 札 書

¥

(件名)

日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上
入札します。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※ 1 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※ 1 連絡先は、事業所等の担当者とすぐに連絡がとれる番号（例：「直通番号」、「代表番号+内線」等）を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可

日本下水道事業団

契約職 経営企画部長

殿

(注) 1 入札金額は、アラビア数字で記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とする。

別添 1

暴力団排除に関する誓約書兼同意事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。なお、必要な場合には、日本下水道事業団が関係機関に照会することについて承諾します。以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 6 前記1から5のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約しようとしている。